

名古屋市告示第93号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第51条の25第 4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 7年 3月 3日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
一般社団法人コス モス 愛知県尾張旭市南 栄町旭ヶ丘 124番 地 3	相談支援事業所H E L I O S 名古屋市名東区本 郷一丁目85番地の 1	一般相談支援 特定相談支援	2338000231	令和 6年 12月31日
		障害児相談支 援	2378000232	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課